

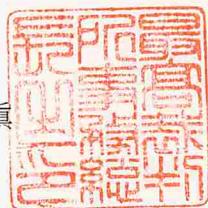
令和3年1月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を使っているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴された、東京電力の旧経営陣3人の裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年12月11日付け（同月14日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第62号

令和3年1月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和2年10月29日付けで東京高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴された、東京電力の旧経営陣3人の裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第129号

令和3年1月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴された、東京電力の旧経営陣3人の
裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年12月14日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（情）謝問第21号

(2) 謝問日

令和3年1月20日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第130号

令和3年1月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第21号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年1月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中村 慎



理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「東京電力の旧経営陣3人が福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴されていることは公知の事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない。」旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴された、東京電力の旧経営陣3人の裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和2年10月29日付で、1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に相当）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報（法第5条第2号イに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、特定の法人に所属する特定人が福島第一原発の事故をめぐり強制的に

起訴された事実等の有無が公になる。この情報は、法第5条第1号及び同条第2号イに規定する不開示情報に相当する。

この点について、苦情申出人は、当該特定人が福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴されていることは公知の事実であるから、法第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。

しかし、特定の刑事事件に関する個人の氏名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたにとどまるから、そのことをもって、当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に相当することになるとはいえない。

(2) よって、原判断は相当である。